

なっている諸施策のうち特に検討を要するものとして

- (イ) 森林計画制度
- (ロ) 造林に関する施策
- (ハ) 林道事業
- (ニ) 改良普及事業及び森林組合の問題

をあげている。

森林計画制度の問題については、従来森林計画の目的が、主として森林資源の保護、維持をはかることにあり、その性格が、行政庁によってつくられる、上からの制度であった。

そして改善合理化の方向として、国民経済の一環としての林業の使命を明らかにし、その上で森林資源の保護と木材需給の確保との均衡を保ちつつ、積極的な生産増大と生産性の向上、及び林業構造の改善に集約される新しい林業政策の重点に即応するよう改正を考えねばならないと指摘している。

これは森林計画制度の基本理念である森林資源の保護を第二義的な目標とし、むしろ木材需給の確保を強く前面におし出し、とする重大な変更といわなければならない。

このことについて政府は、答申の線にそって三十七年四月、森林計画制度の改正を、国会の議決を経て実施にうつしているが、これは単に計画施策の推進を意図しているだけでなく、資産保持的傾向が強い森林所有者の伐り惜しみを排除

し、近代的経営者の方向への前進を期待するものでもある。

造林

従来補助については、その意義と必要性について十分な吟味が必要であると、融資については融資条件及び融資方法の合理化について指摘している。

分取造林については、外部資本の育成生産への導入を目的とした分取造林特別措置法は、生産政策の立場からだけでなく、構造政策との関係においても問題が少なくない。

これまでの土地所有者に有利な分取歩合では所有と経営を切り離した形での育成生産の推進に多くの期待を保ち得ないことが指摘されている。

林道

林産物の需要増大に対処するための奥地未利用資源の開発および里山の過伐防止の役割としてのみならず、林業の機械化、労働者輸送、低質林の改良等広く林業全般の改善発展のための恒久的、基礎的施設として林道の開設、改良の積極化は最も重要な施策である。

しかし林道の現況は森林面積一畝当三層弱で、目標とする十三層には程遠く、かつ近年の民有林の林道開設量は年平均一、六〇〇結の低い水準に停滞している。

これに対し調査会は答申で、国の補助

について工事単価を増額し、幹線林道、峯越林道の開設は、原則として政府資金で開設し、地元負担金は林道開設後受益度合に応じて使用料として徴収する方式を採る必要があると指摘している。

なお中央森林審議会の答申では、林道の機能を新たな角度から再評価し、補助採択基準の改訂、基幹線林道の計画的開設、改良事業の拡充、維持管理体制の確立等につき必要な行財政上の措置を講じなければならぬことを述べている。

経営の組み立て方

林業の構造とは、林業を営む立場からみて、林業経営に必要な土地と、資本と、労働との総合的、かつ有機的に組み合わさった姿を指すものと考えられるので、林業構造改善とはこの組み合わせられた現在の姿を、さらに経営的な立場から、より有利な形に変えていくことである。

日本の林業は零細な林地所有と、劣弱な資本装備として特徴づけられる。

その林業構造を改善して、生産性の高い林業を実現することを目標に、合理的な家族林業経営の育成や、雇用労働力を主とした企業的な林業経営などの育成をはかるため、主として林業経営基盤の整備と、林業経営の近代化に必要な施設

普及事業と組合

普及事業については、生産政策の遂行のために重要な意義をもつものは、育林技術の高度化であるとしている。又林業上の施策として、経営計画の作成指導、機械導入の促進、早期育成林業技術の導入が重視されるため、林業改良普及事業が広汎、かつ高度化する実情にかんがみ改良指導職員の増加、資質の向上、普及体制の強化の必要性が述べられている。



すくすくと伸びる杉苗

第に熟してきていることは前に述べたとおりである。

中でも構造改善対策については政府ではこの事業が新しい政策分野の開拓であるとともに事業実施については種々の問題がありこれを検討した上で行なわれることが適当ということから、本年度において、林業構造改善対策調査を実施することになった。

構造改善の問題は、普通には個別林業経営の中で林業経営のために必要な土地の実態とか、資本装備の状態とか、労働の問題がどうなっているかということが考えられるものである。

そこでそれらがどのように改善されるかということになるのであるが、この個別の構造改善ということは、経営者個々について実施するということではない。対策調査においても、個々の経営者の構造上の問題を系列的に分析し、その分析によって明らかになったことがらを、地域毎にとりまとめて、構想を立てようとしている。

又、改善対策調査の結果、林業構造改善のモデル計画案を作成することになっているが、これは事業実施の見直しをできるだけ早くつけたいためにほかならない。

(林政課)



測量技術や、新しい経営を学ぶ林業青年開発隊（多良木町榎木地区）

としている。

これらの経営は、民有林面積の約四〇％を占め、わが国の林業に占めるウェイトはかなり高い。又、近年農山村における就業構造の変化のため、村業労働力の調達が困難になってきていることから、家族労働力による林業経営の発展に期待することが大きいとしている。

又、山村の社会的、経済的及び自然条件が強く規定している農業経営の生産力の低さから、農業的発展の余地が乏しく、林業を併せ営むことによつて、できるだけ多くの農林家が自立できるようにすることが望ましい姿と思われる。

一方、近年の木材需要の変化、早期育成林業技術の進歩などにより、家族労働力による林業経営発展のための環境が成熟しつつあることなどの実情からみて、その経営の近代化を推進することが重要であるとしている。

しかしこれらの経営は規模の零細性に制約されて、植伐の頻度が少く、家計依存度も低いいため、停滞しているものが多いのである。

そこで今後は、家族経営の狭少性を除去して、経営意欲を高め、合理化を促すことを眼目として、(イ)分取造林の推進、(ロ)林地取得のための融資の拡充、(ハ)入会林野の権利関係の近代化、(ニ)国有林野の積極的活用をはかるとともに、協業化を促進する等、経営規模拡大のための施策を講ずることを提唱している。

結 び

以上、基本問題調査会並びに中央森林審議会の答申で表明された諸施策の実現については、相当困難ではあるが、これを必要とする。また可能とする契期が次